

令和7年11月29日

馬淵建設株式会社
代表取締役社長 馬淵 圭雄 殿

**(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台新築工事の
ゼネコン決定に伴う公開質問状 (その4)**

(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣住民



(印鑑省略)

前略 貴社、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

公開質問状の(その1)及び(その2)の回答書を受領しました。公開質問状の(その3)の回答を必要としないと判断した理由が、判然としません。取り分け、公開質問状(その3)の質問6及び質問7は、貴社の企業姿勢、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関わる重大な質問事項ですので、再度の回答を要請します。

例えば、質問6の土壤汚染の未調査に関しては、既に、土壤汚染調査会社のトーエイ環境の代理人・東京有楽町法律事務所の弁護士が送付した写真が、捏造(合成)写真であることが明かになり、かつ、代理人弁護士から弁明もないことから、土壤汚染の調査が未実施である箇所が存在することが事実上確定しています。近隣住民は、質問6に対する貴社の企業姿勢の表明なしに、本件工事が、先に進むことは不可能と考えます。

更に、質問7は、1年前に近隣住民が貴殿宛てに、注意喚起を行ったことに対する、貴社の判断をお聞きしています。その回答なしに、今後の工事説明会の開催には、決して至りません。即ち、工事が着手すら出来ないことに、お気付きでしょうか。

なお、貴社の回答書同封の挨拶文において、回答書の内容を「青空を渡さない会」のホ

ームページ上に掲載することに関して、「回答内容には、当社の経営方針や経営情報など機微な情報が含まれている可能性があり、回答書の公開はお断りする。」とし、「公開した場合は損害賠償請求を行う可能性がある。」との記載ですが、そうであれば、貴社が主張する「当社の経営方針や経営情報など機微な情報が含まれている可能性がある。」との記載部分を、12月10日までに、墨消しして再送してください。貴社による墨消しであれば、間違いはないので、公開しても何ら問題はなく、貴社が公開質問状から逃げずに真摯に回答したとの事実も残すことができ、メリットしかありません。

また、本件は、近隣住民に留まらず洋光台地区全体の問題になっていることから、公共性がある情報であるため、公開することは必要不可欠な事案となっています。

回答期限までに、回答がなき場合は、11月27日付の質問に係る貴社の回答書をホームページにそのまま掲載します。

最後に、近隣住民のホームページには、事実のみを端的に記載しておりますので、決して損害賠償の請求を受けることがないものであることを、ご確認ください。以上

(再掲) 公開質問状（その3）において、馬淵建設が回答を拒否した重大質問

質問6

11/12 の貴社担当者らの挨拶の際に、「今週中に明らかになるとした、土壤汚染調査の未実施のスキャンダル」を 11/15 付けてホームページ上に掲載しました。本件、計画敷地は、土壤汚染の調査が十分に行われていないことが、土壤汚染調査会社の代理人弁護士から送付された、作業中の捏造(合成)写真により明らかになりました。

このように、土壤汚染の調査が不十分な場所で、貴社が下請け作業員に作業させることは、元請けの安全配慮義務からして違法行為となります。

仮に、有害物質と接触(皮膚・呼吸等)が作業中にあり、労働災害が発生した場合は、「知つていながら(予見可能性があつたのに)作業をさせた」との故意犯となり、情状酌量の余地がなくなりますので、十分な注意が必要です。

工事の施工者として、今後行う予定の土木工事の切土・盛土作業及び建築工事の基礎工事等の汚染土壤を扱うおそれを勘案し、発注者に対し、土壤汚染の調査未実施個所の調査を行わせ、施工者としてその調査の内容を事前に確認したうえで、本体工事に着手し作業することが、下請負人に作業を行わせる元請負人の重大な責務と思料します。

そこで、質問です。貴社は、土壤汚染調査の未実施に関し、貴社の社員若しくは下請け作業員の命を守るため、発注者である FJ ネクストに対しどのように対応するのか、ご教示ください。

なお、近隣住民からの貴重な情報提供を無視し、労働災害を発生させた場合は、言うまでもなく、労働安全衛生法、業務上過失等の法令に抵触し処罰の対象となるおそれがあり、同時に、社会問題となり制裁を受けるおそれがあることを付言しておきます。貴社のリスクマネジメントが問われる場面と思料しますので熟考ください。

質問 7

貴社には、昨年 12 月 16 日に、社長あての警告文を発しています。その書簡の中で、「FJ ネクストがこのまま説明会を放棄した場合は、工事はバス通りから行うことになっているので、その条件での見積もりを行い工事契約の締結を行う」ことも要請しました。建築営業部の担当課長は、「当該書簡は、馬淵社長にも、当時見せている。」との回答(11/12 の挨拶時)でした。

何故、そのように事前に大きなリスクのあることを知りながら、本件工事を請負うに至ったのか、貴社の考え方を教示ください。

そして、近隣住民からの事前のリスク情報を知りながらも、敢えて本件工事を請負った限りは、「工事はバス通りから行うことで、見積もり施工計画を樹立」することを要請します。近隣住民は、この条件に関しては、一步たりとも譲りません。

注)本書簡は、個人情報を保護したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載します。なお、貴社からの回答書は、同様に個人情報を保護したうえで、ホームページに掲載することを申し添えます。